

大和市告示第9号

大和市女性健康診査事業実施要綱を次のように定める。

令和5年1月30日

大和市長 大 木 哲

大和市女性健康診査事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健康増進に資するため、他に定期的に健康診査を受ける機会がない女性を対象とした女性健康診査事業を予算の範囲内で実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱による健康診査（以下「健診」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、原則として本市の住民基本台帳に記録されている女性であって、当該年度中に18歳から39歳のまでのいずれかの年齢に達するもの（ただし、4月1日生まれの者については、当該年度の末日に40歳に達する者を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、健診の対象としない。ただし、第1号に掲げる者については、市長が特に必要と認める場合は対象とすることができる。

(1) 他に定期的に健康診査を受ける機会がある者

(2) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第4号に掲げる暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

(受診回数)

第3条 健診を受けることができる回数は、対象者1人当たり1年度につき1回とする。

(健診の実施方法及び内容)

第4条 健診は、市が指定する会場において実施する集団健診により行う。

2 健診は、次に掲げる内容により実施する。

(1) 問診

(2) 身体計測

(3) 血圧測定

(4) 検尿

(5) 血液検査

(6) 医師の診察（視診及び聴打診）

3 市長は、健診結果から保健指導及び生活指導又は精密検査の必要があると認められる者については、保健師及び管理栄養士等による必要な指導又は精密検査の受診勧奨を行う。

(受診の申込み)

第5条 健診を受けようとする者は、別に定める方法により市長に対し、あらかじめ受診の申込みをするものとする。この場合において、各回の申込者が定員を超えたときは、市長が抽選を行い、結果を当該申込者に通知するものとする。

(自己負担金)

第6条 健診を受ける際の受診者の自己負担金は、1回につき1,500円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、自己負担金を支払うことを要しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者

(3) 当該年度（4月1日から5月31日までの間に健診を受ける者にあつては、前年度）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者で構成される世帯に属する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(不正利得による返還)

第7条 偽りその他不正な手段により健診を受けた者があるときは、市長は、その者に対し当該健診費用に相当する額からその者が支払った自己負担金の額を差し引いた額の返還を請求することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日の属する年度の4月1日から施行日の前日までに、健診と同趣旨の本市が実施する女性のための健康診査を受けた者は、第2条の規定にかかわらず、同年度の対象者としな